

## 「労使間の取扱いに関する協約の改訂」に 本部申7号 に関する申し入れを行う!

JR東労組とJR東日本会社で締結している「労使間の取扱いに関する協約」の有効期間が9月30日で満了となります。8月29日、本部は会社より「労使間の取扱いに関する協約」の一部改訂について通知を受けました。そして、9月7日に申7号として12項目の申し入れを行いました。

## 今回の協約の改訂で 労働条件に関わる事柄について、 一切の変更はありません!

「経営上やむを得ない事由で解雇する場合、組合と協議する」  
「出向期間は原則として3年以内とする」など、組合員の雇用と労働条件を守るための労働協約は今まで通りに扱われます!

### 申し入れの要旨

- ・ 労使間の議論を行う場である、経営協議会委員の人数変更と出席範囲
- ・ 団体交渉に参加する団体交渉委員の人数変更と出席範囲
- ・ 簡易苦情処理申告方法の変更
- ・ 組休の数の変更
- ・ 専従者の職場に立ち入る方法
- ・ 組合事務所設置数の上限
- ・ 職場会議室など、会社の施設の一時使用する方法の変更
- ・ 分会掲示板と情報綴りの設置枚数基準と見やすい箇所への設置

安全・健康・ゆとり・働きがいのある職場環境を構築するために  
全組合員で職場からのたたかいを強化しよう!